相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井市鮎川町第九五号四六番地、最後の住所福井市地蔵堂町第九号二二番地
被相続人　亡　木ノ下一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日
福井県福井市大手二丁目二〇番一二号大手ビル三階　相続財産管理人　井花　正伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県可児市桂ケ丘二丁目七四番地、最後の住所岐阜県可児市桂ケ丘二丁目七四番地
被相続人　亡　杉浦　久恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日
事務所岐阜県加茂郡坂祝町黒岩二一〇の四
鈴木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　友美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市笠縫町一四八番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　杉山　正幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日
事務所岐阜県大垣市丸の内一丁目一〇番地
相続財産管理人　弁護士　長澤　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市中央四丁目二一番地一、最後の住所滋賀県大津市国分一丁目一二番一一号
被相続人　亡　松本　隆幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日
事務所滋賀県守山市守山一丁目二番二号太陽堂ビル三階津田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　津田　理史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区日野西川頬四番地三、最後の住所京都市伏見区日野西川頬四番地三　南山城学園
被相続人　亡　清見　金三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日
京都市中京区丸太町通烏丸東入光リ堂町四二〇　京都インペリアルビル五階　洛新法律事務所
相続財産管理人　弁護士　野澤　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊能郡能勢町宿野一四五番地二八〇、最後の住所大阪府豊能郡能勢町宿野一四五番地の二八〇　被相続人　亡　黒岩　哲二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日
大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三〇二
相続財産管理人　弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海南市船尾二一七番地、最後の住所大阪府吹田市佐竹台五丁目三番B四五―五〇六号
被相続人　亡　野田　君代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日
大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル四階
相続財産管理人　弁護士　白井啓太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府和泉市鶴山台一丁目八番、最後の住所大阪府和泉市府中町二丁目二番二九―三〇八号
被相続人　亡　谷　兵衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日
大阪市中央区南本町四丁目二番二一号イヨビルディング八階
相続財産管理人　弁護士　遠藤美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府福知山市夜久野町千原一四一一番地、最後の住所大阪府枚方市香里ケ丘三丁目一五番地の一
被相続人　亡　荻野　智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日
大阪市中央区難波三丁目七番一二号GP・GATEビル七階
相続財産管理人　塩路　陽香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区中之島二丁目一四八番地、最後の住所岡山市東区瀬戸町坂根七九二番地一四特別養護老人ホーム多聞荘
被相続人　亡　長坂　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日
事務所岡山市北区昭和町九番一号フィネス昭和町Ⅱ四〇七号
相続財産管理人　司法書士　梶原　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿波市土成町郡八八九番地、最後の住所広島県安芸郡海田町昭和町八番二号
被相続人　亡　原田　利治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日
事務所広島市東区戸坂出江二丁目七番二〇号
相続財産管理人　司法書士　松村　謙介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸高田市八千代町勝田一六四〇番地、最後の住所広島市安佐北区可部町大字綾ケ谷二一七五番地
被相続人　亡　下村トシコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日
広島市安佐南区川内一丁目四番二五号
相続財産管理人　中島　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡和泊町大字和泊七〇七番地、最後の住所鹿児島県大島郡和泊町大字和泊七〇七番地
被相続人　亡　撰　鶴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日
鹿児島県大島郡徳之島町亀津七五二五番地一
相続財産管理人　司法書士　柏村　考兵

第38期決算公告

平成29年12月27日

東京都千代田区東神田二丁目10番9号
日本給食サービス株式会社
代表取締役社長　小澤　典裕

貸借対照表の要旨　（平成29年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,100,724	流動負債	988,464
固定資産	662,670	（うち賞与引当金）	(129,544)
		固定負債	7,939
		（うち退職給付引当金）	(7,939)
		株主資本	3,748,378
		資本金	10,000
		資本剰余金	86,028
		利益剰余金	3,654,549
		（うち当期純利益）	(19,949)
		自己株式	△2,200
		評価・換算差額等	18,612
合計	4,763,395	合計	4,763,395